

# ハーゲン・シュルツェと欧州国民・国家比較

今 野 元

## 0. 研究企画「ドイツにおけるナショナリズム研究」

現代のナショナリズム研究には3つの問題がある。(1)ナショナリズム研究が反ナショナリズム教育と混同されているという問題。ナショナリズムへの好き嫌いに固執する研究者が、視野狭窄に陥っている。ましてナショナリズムへの特定の価値評価を授業参加者の共通諒解にする教育者、異なる意見を唱える同僚を迷惑がる研究者というのは、知的に不毛である。(2)ナショナリズム批判の論理が無邪気だという問題。特定の国・民族にまつわるお決まりの先入観、白黒図式が後を絶たない。またネーションは「構築されたもの」だというのが、それは「個人」、「市民」、「階級」、「近代」、「欧州」も同じことである。「構築されたもの→架空＝虚構＝捏造→破棄すべき」というのは論理の飛躍であり、事実認識と価値判断との混同である。(3)ナショナリズム研究でも「英語帝国主義」が顕著だという問題。日本では、戦前政治学＝ドイツ国家学＝法学的・官憲国家的教説から戦後政治学＝英米社会科学＝科学的・民主的分析へという進歩史観が、ドイツ学への否定的先入観を醸成し、これにドイツ研究者まで同調している。

「ドイツにおけるナショナリズム研究」は、かかる研究動向に一石を投じる企画である。本研究企画では、ドイツ語圏のナショナリズム研究者を選び、その人物の生涯及びナショナリズム研究の展開を叙述して、その業績の研究上の意義がどこにあるかを検討する。これはかつて叢書『ドイツの歴史家たち』<sup>1)</sup>が行ったことを、ナショナリズム研究に焦点を絞り、その執筆者世代をも視野に入れてやり直すものである。こうした作業により、本研究企画は「輸入学問」、「政治学学」、「歴史学学」の類い（つまり西洋から日本社会に「有益」な教説を学び取るという営み）とは一線を画し、ドイツ語圏の知的変遷を観察する思想史研究となるのである。

## 1. H・シュルツェの生涯と業績

本論はこの研究企画の第9作として、ベルリン自由大学ドイツ・欧州近代史教授ハーゲン・シュルツェ(1943年-2014年)を取り上げる。シュルツェは、ドイツ連邦共和国では代表的な近代史家の一人だったが、日本では殆ど話題にされてこなかった。邦訳は一つもなく、人物あるいは業績を扱った論文も見当たらない。これはシュルツェが、歴史家論争でハーバーマス批判者だったことと無縁ではないだろう(註12参照)。断片的な紹介はあって、例えば学士会理事長だった有澤廣巳は『學士會会報』(1986年)でシュルツェ『ワイマール』を援用しており<sup>2)</sup>、高橋進はシュルツェの再統一歓迎論(『ツァイト』1990年11月30日)を紹介している<sup>3)</sup>。またヴェーバー研究者の雀部幸隆は、戦後民主主義者ヴォルフガング・J・モムゼンの直接公選大統領批判に反論する文脈で、エルンスト・ルドルフ・フーバーに大幅に依拠しつつ、傍証としてハインリヒ・アウグスト・ヴィンクラーやハーゲン・シュルツェなどをも用いている<sup>4)</sup>。更に「ドイツ」の起源を巡るドイツ学界の論争を追跡した三佐川亮宏は、国民史を批判する文脈でシュルツェの『あるのはそもそも一つのドイツ史なのか?』を援用している<sup>5)</sup>。このような断片的な言及はあるものの、シュルツェの学問的特徴は、まだ概観すらされていないように思われる。

ベルリン自由大学マイネッケ研究所公式サイト及びエティエンヌ・フランソワの弔辞によると<sup>6)</sup>、シュルツェは以下のような人生を辿った。

H・シュルツェは西独で生育した。彼は1943年7月31日に、親独ヴィシー政権統治下のタンジエ(モロッコ)で、同地の独総領事の子として生まれた。1954年から1963年まで、彼はボンのノルトライン＝ヴェストファーレン州立ベートホーフエン・ギムナジウムに通学した。

大学でシュルツェは政治学、歴史学を専攻した。彼はボン大学で、1963年夏学期及び1963/64年冬学期に政治学、近世・近代史、哲学を、1964年夏学期から1967年夏学期まで政治学、近世・近代史、哲学、社会学を学んだ。彼はミヒヤエル・フロイント教授の下で博士論文『義勇軍と共和国 1918-1920年』を執筆し、まだ24歳の1967年11月25日に哲学博士号(政治学(+近代史)専攻)を取得した。

博士号取得後のシュルツェは教授資格取得を目指した。1968年1月から1971年4月まで、彼はコブレンツの連邦文書館で研究員となり、帝国

宰相府文書編纂を担当した。1971年5月から1976年4月まで、彼はベルリンのプロイセン文化財団で学術職員を務めた。1976年5月から1977年4月まで、彼はドイツ学術振興会（DFG）の教授資格奨学金給付生となった。1977年5月11日、彼はキール大学（哲学部門）で近代史教授資格を取得した。主査はカール・ディートリヒ・エルトマン教授で、提出論文はプロイセン枢密国家文書館の史料を用いた「オットー・ブラウンあるいはプロイセンの民主主義的使命——伝記」であった。

やがてシュルツェはベルリン自由大学正教授になる。1977年夏学期から1979年夏学期まで、彼はキール大学歴史学研究室で私講師を務め、その間1978年10月から1979年8月まではハイゼンベルク給費生であった。1978年夏学期、彼はベルリン自由大学フリードリヒ・マイネッケ研究所の近代史講座代行となり、翌学期にはエルトマンの後継者としてキール大学歴史学研究所の近世史・近代史講座代行者となった。1979年9月1日、シュルツェはマイネッケ研究所の近世史及び歴史学理論・方法論担当教授（C3）に就任した。1985/86年、彼はオクスフォード大学セント・アントニーズ・コレッジで客員研究員（Visiting Fellow）になり、また1988/89年冬学期から1989年夏学期まで、フォルクスヴァーゲン財団の資金で研究休暇をとった。1989年9月12日、彼はミュンヘン連邦軍大学で正教授（近世史・C4）になった。ミュンヘン時代、彼は1992年1月から6月まで、プリンストン大学応用科学研究所のヘロドトス・フェロウを務めた。1994年2月12日、彼はマイネッケ研究所正教授（独・欧州近代史担当・C4）に就任した。1996年1月から6月まで、彼はプリンストン大学応用科学研究所客員研究員を務め、2000年9月から2006年までロンドンのドイツ歴史研究所所長を務めた。彼はケンブリッジ大学シドニー・サセックス・コレッジのフェロウであることを誇りとし、ロンドンではドイツ「記憶の場」研究に続く欧州あるいは大英帝国の「記憶の場」の共同研究を主宰し、またフランス史にも興味を広げていた。だが彼は、パーキンソン病を患って2007年にベルリン自由大学の早期退官を余儀なくされ、闘病生活十年余で2014年9月4日に死去した。

1980年代前半までのシュルツェは、プロイセン民主主義の発展を描く歴史家という色彩が強かった。博士論文は、義勇軍を反共和国勢力とする先入観を覆し、その共和国や戦勝国との連携を描くものだった<sup>7)</sup>。教授資格論文は、プロイセン自由国首相になったケーニヒスベルク出身の一労働

者政治家の生涯を顕彰しつつ、プロイセンが1932年まで民主主義の牙城でもあったことを示した<sup>8)</sup>。1981年西ベルリンでの「プロイセン展覧会」への寄稿論文は、近代プロイセンの工業化及び労働運動を描き、農業を主体とする貴族国家というイメージに挑戦した<sup>9)</sup>。「ドイツ人とその国民」叢書の概説書『ヴァイマル』(1982年)は、国民議会選挙時のSPD運動員の写真を表紙に掲げ、共和国における支持派対反対派の抗争を前者に共感しつつ描いており、住民多数の体制への反感、建国時の悪条件、対外的重荷に共和国崩壊の原因を見ている。記述は(他邦に言及しつつも)プロイセン中心であり、ドイツ帝国を「自由主義的=民衆国家的」ではなく「プロイセン的=官憲国家的」だったとし、共和国では諸邦に支持派が少なからずいたのに、国家中枢の軍部・官僚・司法に反対派が多かったとした。強大な大統領に関しては、安定化機能があったが、最終局面で発揮できなかったとした。叙述は一貫して政治史的で、権力闘争論を経済・社会状況論で補完していた<sup>10)</sup>。

1980年代半ば以降のシュルツェは、ドイツ国民史の伝道者という色彩を強めた。『国民国家への道』(1985年)は、18世紀から帝国建設までの歩みを描いているが、プロイセンの軍事力による「上から」の統一だけでなく、国民運動の昂揚という「下から」の動きがあったことを強調している。また同書は、プロイセンにおける統一・自由志向の昂揚をベルリン三月革命から描き、ヴェルサイユではなくケーニヒグレーツを終点にしている<sup>11)</sup>。歴史家論争では、シュルツェは週刊新聞『ツァイト』(1986年9月26日)に、ハーバーマス批判を掲載した。シュルツェは、多様な読み方を推奨する啓蒙派リベラルvs保守政界の後援を得た一味という善悪二元論を戯画だとし、ハーバーマスが政治や道徳のために学問実践的・学問理論的立場を攻撃している、学問と政治とを分けるべきだ、あらゆる歴史的現象は一回性だが比較できないことはなく、また比較とは共通性の一方的強調ではなく類似点及び相違点の指摘なのだ、ユダヤ人大量殺戮とソヴィエトの富農殺戮・ポルポト政権の大量殺戮との比較は可能だ、などと非難した。またシュルツェは、シュトゥルマーらを「ドイツ国民的に色付けしたNATO哲学」を掲げる「御用歴史家」と嫌悪する見方を批判し、西独のような自由な社会では政府寄りの学者も意見表明で特権なしに反政府的な学者と競争しており、解釈の多様性はシュトゥルマーにもハーバーマスにも等しく保証されているとした。更にシュルツェは、ハーバーマスの「国

民的アイデンティティの因襲的形態」批判を扱い、連邦共和国の現在だけではこの国の在り方を説明できない、歴史家が国民的アイデンティティを論じることは重要である、歴史に対する国民の責任を問うためには国民的基盤の存在が前提だと訴えた<sup>12)</sup>。1989年の小冊子『あるのはそもそも一つのドイツ史なのか?』は、後述の『ドイツ小史』の原初形態だが、2つのことを主張している。1つは、歴史は単数ではなく複数であり、ドイツは多様な系譜から歴史的に構成されているので、ドイツ史の考察では勝者本位の視点を相対化し、欧州全体を視野に入れるべきだということであり、もう1つは「歴史なくして未来なし」で、国民的アイデンティティの構築がドイツの未来を切り開くには必要だということである。現代ドイツのために国民史を構築するという発想は、論文集『我々は、我々がなったところのものである——ドイツの現代にとっての歴史の効用について』（1987年）にも表現されている<sup>13)</sup>。ドイツ・アイデンティティを巡る1980年代のヴェルナー・ヴァイデンフェルトの一連の論文集でも、西欧諸国やドイツ社会史派からの批判を意識して、ドイツ国民理念への批判にも一定の理解を示しつつ、それを擁護し、再構築しようとした<sup>14)</sup>。

シュルツェの変化は、彼にとって「左から右へ」の転換ではない。「プロイセン＝ドイツ的」官憲国家に対抗する労働運動を描き、ヴァイマル共和国を支持するという民主主義と、ドイツ国民国家を支持するというナショナリズムとは、両立しうるものである。その両立は、すでにこの研究企画で見たハインリヒ・アウグスト・ヴィンクラーにも見られる現象である。

1990年、シュルツェは欧州再興の契機を見た。彼によれば、ロシアには「独裁的伝統」があり、それがレーニンの革命で更に怒りっぽくなっただけで、学習不能な統治機構が旧弊に固執して立ち行かなくなったとした。同時に彼は、アメリカと欧州との絆も希薄になると見た。ソヴィエトの弱体化で欧州安全保障の対米依存が減少し、欧州統一市場の形成で米欧経済の競合が激化し、米国内で黒人やヒスパニックが擡頭し、米エリート内でも欧州的教養を有する東部人が減退しているという。彼は、ドイツ関税同盟がそのままドイツ統一に繋がらなかったことを挙げ、欧州の経済統合がそのまま政治統合に繋がるわけではないとも考えた。彼は、欧州が将来を有するとすれば、それは歴史に根差さなければならないとし、歴史家が欧州アイデンティティを確立するべきとの考えを示した。また国民や国民国

家は、重要度は落ちて「克服」などされていないと力説した。彼は、欧州と各国民国家との関係を補完性原理で説明し、それはドイツ国制に先例があるとした。彼は、経済大国ドイツを他の欧州諸国が取り込んで初めて欧州政治は欧州内政になるとし、欧州統合の深化を求めた<sup>15)</sup>。

再統一後のシュルツェは、ドイツ及び欧州のアイデンティティ再構築に乗り出した。彼はフランスのユダヤ系歴史家ピエール・ノラの国民史研究に示唆を得て、ベルリン工科大学教授（兼パリ第一大学教授、のちベルリン自由大学教授）E・フランソワと共同で論文集『ドイツの記憶の場』を編集した。ドイツ史の定番の人物・場所・出来事を論じ直すというこの企画について、編集者はノスタルジーのためのものではないとし、アウシュヴィッツやタンネンベルク＝グルンヴァルトなど暗部にも踏み込み、カール・マイやシュラーガー（流行歌）など新しい要素をも入れている。だがそれはエステルライヒ、オーバーアマーガウ、ローレイ、グリム兄弟、ヴァーグナー、在外ドイツ人など、ノスタルジックなものをも多く含んでおり、希薄化したドイツ国民の共通文化を確認あるいは欧州統合時代に合わせて再構築する試みでもあったろう<sup>16)</sup>。並行して書かれた、浩瀚な近代「政治文化」史概説『不死鳥たる欧州』（1998年）は、国民史中心の歴史叙述に欧州全体史を対置する試みであり、欧州史を英語ではなくドイツ語で叙述する試みであった。それはルネサンス以降の「文明化の過程」（ノルベルト・エリアス）を辿るもので、米ソ覇権後の欧州アイデンティティ確立のための教育書たろうとするものだった<sup>17)</sup>。

ちなみに筆者は、シュルツェを訪ねたことがある。ベルリン留学2年目の1999年、筆者はベルリン自由大学での他流試合を望み、マイネッケ研究所のシュルツェ研究室に彼の秘書を訪ね、2回目の訪問で本人に会った。シュルツェは筆者の報告志願を歓迎し、演習の場として大学食堂内のレストラン「ガリレオ」を指定した。ところが後日になってシュルツェから、自分には直弟子が多く、演習では彼らの報告を優先したいので、筆者の報告は別な学期にして欲しいとの連絡があった。報告の予定を失った筆者は、それ以降もうシュルツェを訪ねることはしなかった。他流試合は、同じ研究所のヴォルフガング・ヴィッパーマン教授の演習で行った。

## 2. H・シュルツェのナショナリズム研究

本論はH・シュルツェのナショナリズム研究を、著書『ドイツ小史』（縮小版1998年）、『欧州史における国家と国民』（第2版1995年）の解析により概観する。

『ドイツ小史』は16章構成でドイツ史を叙述している——近代ドイツ人が称揚したドイツ史は、敗戦後の西独では悪い系譜だったと評価が変わって押しやられるようになった。東独では党政治局の史観が強要された。だが独国民国家は復活した。欧州の中で将来を有するなら、ドイツ人は現在がどんな歴史に根差すのかを知らねばならない。全く新しいことをしようなどという者は、自分のすることの意味を知ることができないだろう。

(1) ローマ帝国とドイツ諸国：ドイツ史の起源はゲルマンの森ではなく文明の中心ローマにある。ローマ・ビザンツの分裂は欧州の政治的・宗教的分断の契機となった。ゲルマン人は戦闘能力の高い北方の野蛮人で、一つの同質集団だったかには論争があるが、彼らはローマ人になろうとし、ローマの行政を引き継いだ。ローマ司教も教皇となって帝国行政を継承し、カール大帝に帝位を引き渡した。彼はローマ帝国を政治的・文化的に復興し、相続争いで独仏に分かれたが、両国は共通の遺産を引き継いだ。教皇と皇帝との争いのなかで、近代欧州諸国史の前提、信仰の自由、教会の干渉からの政治の自由が生まれた。シュタウフェン朝は中世ドイツ皇帝の栄光の頂点・没落点だった。中世史はドイツ史そのものではなくプロローグに過ぎず、「ドイツ」は元来「民衆語の」という好ましくない語感の形容詞だったが、その前史なしにはのちドイツ史の経過もなかった。いまの独唄人の祖先にはケルト系・スラヴ系も混じっている。シュタウフェン朝は皇帝権力の強化に失敗したが、ドイツ王選挙は帝国の信任投票ともなった。ドイツは中間の国で、仏英や南欧諸国より「遅れてきた国民」だったが、北欧・東欧より進んでいた。

(2) 出発と中断：1400年頃の帝国は依然として国民及び国家を欠き、国民国家ではなかった。金印勅書はドイツ王選挙から教皇を排除したが、皇帝の領邦は帝国の周縁・外部にあった。欧州は飢餓やペストで動揺し、帝国は英仏西より中央権力が弱かった。1512年のケルン帝国決定から「ドイツ国民の神聖ローマ帝国」の呼称が登場したが、これは権力や普遍性の減退の表現で、「ドイツ国民」は独語系住民全てではなく諸侯のみを念頭

に置いていて、帝国改革も近代国家形成を実現しなかった。ただこの改革にとって「ドイツ国民」の福祉という論拠は重要で、それを理由に選帝侯は皇帝使節ピッコローミニが説いたコンスタンティノポリス奪還計画を拒否した。帝国改革は教会改革と関係しており、帝国諸身分は教皇に繰り返し「ドイツ国民の抗議書」を出した。タキトゥス『ゲルマニア』が発見され、1500年前後に独国民意識の基礎が生まれたが、それを担った人文主義者はまだ大抵ラテン語で書いていた。そしてルターの改革がドイツ像を確立する。ルターの意見にはドイツの大半の人々が共感している、と教皇使節は報告した。ルター派諸領邦では領主を最高祭司とする領邦教会が生まれ、バイエルンなどカトリックに残った地域でも領邦国家が教会を刷新した。宗派対立でドイツは分断を余儀なくされたが、英仏とは異なりドイツでは1555-1618年と独史上最長の平和が維持された。三十年戦争を経て、「ドイツの自由」は仏・スウェーデンに保障された。

(3) 帝国の落日：ヴェストファーレンの講和は「ゼロへの転落」(ジーベル)ではなく、神聖ローマ帝国は皇帝・帝国諸侯の法的共同体であり続けたが、プーフENDORFのような同時代人にも「化け物のよう」と呼ばれ、三十年戦争で人口が減退し経済も停滞した。植民地獲得の動きも微々たるものだった。諸侯は絶対主義を展開し、自由な市民の精神は育たなかった。ライン川を自然国境にしたいルイー四世は攻勢に出て、その使節は皇帝を侮辱し、ライン諸侯は仏と同盟して皇帝に反抗した。仏と同盟するトルコとの対決を前に、帝国はエルザスなどへの仏の侵略を甘受した。トルコ撃退で名声を高めた奥は、皇帝の権限が限定されているので、家門の権力増大に努めた。だが北独では軍事の突出したプロイセンが擡頭し、帝国の影を薄くしたが、聖界諸侯・帝国都市・帝国騎士にとっては依然皇帝・帝国が庇護者だった。この頃「第三のドイツ」やプロテスタント系知識人が言語・文化に根差したドイツ国民の理念を準備した。仏革命はカントを感激させたが、啓蒙の名における最初の大量虐殺が行われた。革命は世界戦争へと発展し、革命軍の帝国侵攻に奥は敗退し、普は戦線離脱し、中規模領邦は仏と結び、皇帝・帝国に忠実な帝国都市・帝国貴族・帝国教会はほとんど消滅し、フランツ二世は帝冠を降ろした。

(4) 独国民の誕生：仏市民軍侵攻の背景に祖国愛があると見た人々は、帝国解体後にドイツ国民形成を目指した。仏を模範に改革が始まり、1813年に大衆の感激を呼び起こした。だがウィーン会議の秩序回復の決定は志

願兵たちの欲求に合わなかった。また奥に代わり普が仏のライバルとなった。中欧はバラバラのまま、ドイツ連邦が緩く束ね、外国君主が参加し、国民原則を拒否していた。メッテルニヒの検閲下でドイツは非政治的なビーダーマイヤーの時代に入った。長い平和で芸術が栄えたが、仏七月革命が起き、出版が盛んになり、国民運動の諸団体が結成され、経済危機・社会的緊張・政治的不穏も高まっていった。

(5) 血と鉄：三月革命は暴動からフランクフルト国民議会開催に至ったが、何がドイツかで合意を得られず、軍勢力もなく、党派対立も深刻だった。だがそれは失敗ではなく、各国で制定された憲法が支配者を縛るようになり、経済発展に伴い既にドイツ関税同盟をまとめていたプロイセンの指導力が高まった。小ドイツの統一を目指すプロイセン自由主義陣営は首相ビスマルクと対立したが、ビスマルクの成功に彼らの反ビスマルク姿勢が貢献したのはドイツ史の皮肉の一つである。自由主義者の敵対姿勢のためビスマルクは自分の強さやプロイセン強大化の意図を隠し、のち突然それを示すことができたのである。ドイツ戦争は普墺戦争ではなく普独戦争であり、エステルライヒはドイツ連邦議長国として戦い、敗れた。北独連邦成立を見て独統一阻止を考えた仏は、攻撃的な対外政策で独諸国の団結を招いてしまった。世論の興奮を背景に仏帝が始めた独仏戦争は、ドイツ戦争のような官房戦争ではない民衆戦争となり、エルザス・ロートリンゲン奪取を求めたのは、圧倒的多数の独世論及び普参謀本部だった。プロイセン王のドイツ皇帝への推挙は、独諸侯による以前に、北独連邦帝国議会代表団によって行われ、統一は上下から実現したのだった。

(6) ドイツにとっての複数の可能性——一つの出口：帝国建設後は、国民国家建設の是非やその形態を巡る議論はもはや無駄に見え、ビスマルク国家が歴史の必然であったかのように見えた。だがドイツは大抵の欧州諸国民の道を遅ればせに辿った「遅れてきた国民」（プレスナー）なのだろうか。歴史には複数の可能性があったことも問う必要がある。ドイツ連邦の改革、人民主権の国民国家の設立、ベーメンや北伊を含む大ドイツ主義国家、ドイツ双頭体制・三頭体制も選択肢として存在した。1868年のビスマルクも、同世紀中に独統一が実現するなら僥倖だと思っていたが、クリミア戦争以来の欧州協調の不全がそれを可能にしたのだった。ビスマルクが普首相でなかったら、1866年に仏が、1870年に露墺が軍事介入したら、事態は変わっていただろう。

(7) 欧州中央の国民国家：帝国の基礎である諸侯の同盟・プロイセンの軍事力・民衆の国民投票的同意は、憲法にも表現された。帝国は君主制ではなく連邦諸侯の寡頭制であり、諸侯代表として第一院の連邦参議院が置かれ、民衆代表である第二院の帝国議会と対峙した。つまり官憲国家と人民国家とのバランスである。だが第三の要素である官僚と軍隊は、議会の下ではなく君主の大権のもとに置かれた。大半の官僚・軍隊を支配下に置いたプロイセン王は連邦総裁職を帯び、ドイツ皇帝を名乗ったが、この皇帝号は国民運動家にとっては1806年までのローマ皇帝と連続したもののだった。経済的にもドイツ帝国は農業国家から工業国家へと変貌したが、社会経済的対立、民俗・宗派對立が増した。また帝国建設は勢力均衡への脅威だと警戒されたので(ディズレイリ)、ビスマルクは領土拡大を否定し、仏以外の列強との連携に努め、「忠実な仲買人」を演じた。だがビスマルク退陣で自己抑制が効かなくなり、調整能力ある政治家がいなくなって、外交は変容し、大衆政治の困難が増した。

(8) 内なる帝国建設と世界大国の夢：利発だが奇矯なヴィルヘルム二世の姿は、新時代の精神、ドイツ民衆の在り様を反映していた。市民層の望む自由貿易から東部農業者の望む保護貿易に転換し、国民自由党は政権から押し出され、保守党が擡頭し、議会に統制されず君主のみに服する軍部の内政的重みが増した。軍部は国家及び君主制の唯一の支柱を自負し、社会民主党員、カトリック、自由主義者と対峙し、「第三のドイツ」を除き教養・財産市民の市民的美德が廃れ、プロイセン近衛少尉が社会の模範となった。建築では新ベルリン大聖堂のような巨大なネオバロック様式が流行した。「内なる帝国建設」なるものは起きず、国内は利害が対立したままで、それを架橋したのがプロイセン＝ドイツ的官憲・行政・教育・分配国家であり、真の民衆代表である帝国議会は駄弁や喧嘩の場とされた。学問・芸術も伝統と近代とに分裂していた。ドイツは国内の圧力からアフリカ、東アジア、オリエントに勢力を拡大し、艦隊を建造して、欧州列強のドイツ包囲網を生んだ。社会民主党の擡頭で国内が緊張したところで、「1914年の精神」が初めて、一瞬だけ「内なる帝国建設」を実現した。

(9) 大戦と戦後：今日では理解し難いが、開戦の感激はベルリンのみならずロンドン、パリ、ペテルブルクでも起きた。シュリーフェン計画は機能せず、感激も減退し、生活も困窮した。1917年から労働者のデモが起き、「城内平和」は崩れたが、民主化はなされなかった。市民層出身のルーデ

ンドルフが独裁を敷いたが好転せず、休戦のため政党の政権参加を求めた。独第一民主制が参謀本部によって生み出され、敗戦と結び付いていたことは不幸だった。帝国は半絶対主義から議会制民主主義への移行のために、帝国宰相は帝国議会に責任を負うようになり、開戦講和に帝国議会が参画するようになったが、民衆には響かなかった。帝国崩壊後は旧勢力と穏健・急進革命勢力とが不安定な均衡状態にあったが、穏健派主導で共和国を作り有利な講和を目指す戦略は失敗し、講和に深い失望感が漂った。重荷を負った共和国が14年持続したのは驚きである。プロイセンはブラウンのもと共和国の牙城となった。ドイツはラパロ条約でソ連と結んだがルール危機に陥り、シュトレゼマンがこれを解決した。

(10) ヴァイマルの輝きと終焉：シュトレゼマンは講和を改訂しドイツの大国サークルへの復帰を目指し、国際連盟加入を果たしたが、ソ連とも中立条約を結んだ。これを独仏友好志向のアデナウアーは不安定なブランコだと批判した。政治的安定は部分的な経済的回復や文化興隆を齎したが、左右急進派が文化面で多数を占め、共和国を支えたのは自由主義系新聞だったが、反体制新聞も多かった。官吏や軍部も共和国に距離を置いたが、国家に奉仕する姿勢は維持した。労働者は共和国に支持への対価たる社会政策を求めた。ヒンデンブルク大統領は支持者の期待に反して君主制復帰を強行せず、共和国大統領職を務めたが、彼の補佐役は旧式の人々だった。ミュラー大連合内閣退陣で共和国は危機に陥った。NSDAPは国民政党であらゆる階層から支持を集めたが、社民系労働者、プロテスタント財産市民、カトリック・ミリューには食い込めなかった。世界恐慌で同党は急速に支持を集め、「代用皇帝」として緊急権での統治をした大統領も、ヒトラー宰相任命を拒否し続けられなかった。

(11) 大ドイツ的妄想：NS政権成立が共和国の死であることは誰も疑わなかったが、将来の見通しはまちまちだった。世界各国は独裁か政情不安かだった。「権力奪取」は一年半かけてなされ、敵を排除し国家機関を掌握し、人々の精神を支配し、遂には暴力を用いた。NSDAPが国会の過半数を取ったことはなく、のちの国民投票での圧倒的支持は全体主義独裁下のものに過ぎない。人種理論のマニ教的白黒図式にはユダヤ人という敵が必要だった。政権は誘惑や感激も駆使し、労働者を取り込んだ。理性的・合理的な民主政と異なり、独裁は感情に訴えて保守派を取り込んだ。民主的な前任者たちが実現できなかった外交上の成功を相次いで取めたことが

支持を増し、党員を激増させた。ヒトラーの対英同盟構想は実現せず、戦争に突入したが、前大戦時と違って国民に飢餓はなかった。政権は世界首都ゲルマニア構想に耽り、ユダヤ人の殲滅を試み、前大戦の失地回復の域を越えていった。

(12) ドイツの終焉と新たな出発：急拡大したドイツは劣勢となり、独導の「欧州要塞」は、独都市を攻撃して民衆の戦意を削ごうとする英米の空襲に晒された。ドイツの脅威再燃を防ぐべく、米英ソはヤルタで連合した。スターリングラードでの敗北を乗り越えるべく、1943年2月にゲッベルスはスポーツ宮殿で「君らは総力戦を望むか？」と訴えた。同盟国は動揺し、抵抗運動もとりわけ保守派からあったが、これを打倒して党は軍への優位を確立した。第二・第三戦線（伊仏）から英米が侵攻し、「奇跡の武器」たるV1やV2でも挽回できなかった。ドイツは第一次大戦の三倍の被害者を出して敗北したが、相手国にも多くの被害が出た。ニュルンベルク裁判は法的疑念も呈されるが、「ヒ首伝説」の再燃を防いだ。政党が再建されたが、KPDが弱いので、ソ連はSPDと合同させSEDとした。米英仏とソ連とは対立したが、人々は生活に精一杯だった。米は独経済危機が共産主義に利すると考え、マーシャル計画で復興を支援した。ベルリン封鎖で対立は決定的となり、西独が建国され、東独建国がそれに続いた。

(13) 分断された国民：「欧州の協調」は終わり、核兵器を伴う二極の冷戦構造で各国の国家主権は制限されたが、新宰相アデナウアーは閣僚紹介の際に、占領三国高等弁務官の許可なく赤い絨毯に踏み出した。外交ではアデナウアーは無条件の西欧統合を強行したが、これが統一を逃した訳ではなく、計算不可能なドイツを固定するのが20世紀の教訓だった。英仏世界支配も終わり、欧州統合が始まった。1952年にスターリンが中立統一ドイツ建設を提案したが、これを拒否する西欧戦勝国の決定に、西独も従う以外に術がなかった。1919年のように計算不可能なドイツを国際社会から排除・侮辱するのではなく、西欧共同体に結び付けるという20世紀史の教訓が生かされた。朝鮮特需でドイツ経済は漸く安定し、社会政策も急速に充実して、西独では民主主義が好意的評価を得た。競争に敗れた東独は、1953年6月17日のストライキが国民的蜂起に発展し、西独への国民流出を防ぐためベルリンの壁構築に至った。緊張緩和の時代になって、カリスマ的指導者ブランドの率いるSPDの政権参加を見た。60年代から世代間闘争が激しくなり、啓蒙を求める若い世代がNS時代を批判的に問

い連邦共和国の道徳的基盤を構築したが、毛沢東に倣った文化大革命の試みは失敗した。新東方主義の起源はドイツ内ではなくニクソン・グロムイコの宣言にあり、CDU 政権でも無視できなかっただろう。1972年3月22日の連邦議会で、東方条約反対の論壇に立ったヴァイツゼッカー（CDU）は、国民とは過去、言語、文化を共有するもので、過ちを犯しても一体性を維持するのであり、1871年に始まるドイツ国民の理念は何物でも代替されないと述べた。これには、ビスマルク帝国では国民の大部分が抑圧されていた、独国民国家などほぼ克服されており、欧州国民への前段階だとする SPD 議員 [エップラー、シュミート] も、ドイツはもともと諸邦の同盟に過ぎなかったはずだとする南独代表 [シュトラウス、エームケ] も反論した<sup>18)</sup>。言論人は両独並立を歴史的に正当化したが、国境では逃亡者が殺され続け、自由を棚上げした西独の対東独「リアルポリティーク」はマキアヴェッリ主義的だった。西独への単距離核配備を平和運動に抗して貫徹したのはコールの功績であり、米レーガン政権の軍事的攻勢はソ連を財政破綻させた。東独の各都市では、「我々が人民だ」の声が「我々是一个の民族だ」の声に変わっていった。

(14) エピローグ——祖国ドイツとは何か? : 国民国家ではなく理想化された欧州や地域に将来を見、国民的伝統を連邦共和国の憲法愛国主義で代替させる試みは、少数の賢人による机上の空論に留まった。新しい国民国家は初めて「満腹」となり、初めて国民と国家とが一致しており、初めて統一と自由とを両立しており、初めて隣国の同意を得て成立しており、初めて西欧に不可逆的に結びついている。ドイツ問題には答えが出て、いま我々はドイツが何か、何でありうるか、あるべきかを知っている。

『欧州史における国家と国民』は4部13章の構成となっている。

「序言」は冷戦終焉後のナショナリズム勃興への注意喚起から出発している。西欧諸国（特にアングロサクソン圏）では政治における自由主義、経済における市場経済の勝利が謳歌され、「歴史の終焉」（F・フクヤマ）すら語られたが、欧州では自由民主主義を基盤とする統一した世界社会の誕生に抗するナショナリズムという阻害要因が、王子に接吻されて起きた眠れる森の美女のように復活したことに注目が集まった。本書のテーマはこのナショナリズムとその国家という形態での出現である。ナショナリズムに関する歴史研究では、具体的事実拘る個別研究か、一般化を好む理論提案かに分かれる傾向にある。歴史的ナショナリズム研究は近年少な

く、中世末期・近世初期の国家形成に関する研究だけは例外的に多いが、それ以外は国家学・政治学の独壇場になりつつある。私は中世以来の欧州の国家及び国民の歴史を素描したいと思う。国家も国民も変遷したので、自分は（イエリネックの）国家三要素説をとらず、オットー・ヒンツェの四類型説（欧州国家大系の枠内の主権的権力国家／市民的＝資本主義的社会経済形態を帯びた比較的閉じた商業国家／個人の自由を志向した自由主義的な法治＝立憲国家／これら全ての傾向を包含し勃興する国民国家）をとる。国民に関しては、カール＝フェルディナント・ヴェルナーとの対話を踏まえ身分＝貴族国民（Stände- oder Adelsnation）と民衆国民（Volksnation）とを区別し、文化国民と国家国民とを区別する。ただこれらは理念型で、実際の国民はどれか一つの型には入らない。なお東西ローマ帝国の分裂以来、両世界は決して一体化することなく、私が描くのも明らかに西欧世界（仏英独伊西）のことで、北欧・東欧は比較対象として言及されるのみである。私が描く世界史上の「枢軸期」の構想は米社会研究会議比較政治委員会の政治体制近代化論によっている。

「第一章 国家」（Staaten）は近代国家の形成過程を論じている。

「第一節 近代国家が登場する」は、カール大帝から神聖ローマ帝国の中世末までを論じている。西暦1000年頃、人々はローマ帝国の枠組の中で生きつつ、それとは全く異なるゲルマン人世界の中にもいた。フランク王カールはローマ皇帝になって「ローマ帝国の復活」を宣言したが、帝国は長続きせず、皮肉にもそこから欧州の多様な諸国家の割拠も始まった。帝国自体はなお千年続いたが、1806年に滅亡した際には世間に気づかれもしなかった。ただカロリング朝が更新したローマ帝国は基準として欧州人の脳裡に刻み込まれた。前近代の国家は、君主を中心とした確固たるものではなく、もっと複雑なものだった。君主は限定された領地しかもたず、封建領主として他の土地所有者と人的関係を結び、彼らに庇護を与えただけだった。近代の欧州国家はそうした人的結合国家から、中央官僚機構を持つ領域国家へと発展し、封土は人的性格を失って家門が受け継ぐ物権となり、君主は神聖な支配者となった。ローマ法は生き続け、それを学んだレジストが宮廷で奉仕した。君主のみが法を制定し実施するという原則は、私闘を認めていた中世社会の現実とぶつかった。強大な君主だったフリードリヒ・バルバラロッサを始め各国君主は国土平和令を出したが、貫徹は難しかった。フリードリヒ二世は、シチリアで官僚機構の整備に乗り出し、「玉

座にあった最初の近代人」と呼ばれた（ヤーコプ・ブルクハルト）。遅くとも14世紀初頭に、最初の近代国家を構築したのはフランスで、イギリスでも王権強化の動きがあったが、宗教権力及び諸身分がその前に立ちはだかった。神聖ローマ帝国では、ローマ皇帝・ローマ王の権力強化が更に困難で、帝国諸身分が集まる宮廷集会（のち帝国議会へと発展）と対峙した。どうして帝国のような弱い構造物が欧州の中央で19世紀まで存続しえたかという問いに答えるのは面倒で、欧州国際関係の調整の場であった、国王選挙が高位貴族に参画の場を与え、彼らの選挙が帝国存続への支持表明になっていたなどのことが指摘されうる。帝国内の領邦でも、君主と諸身分とが対峙する構図は同じだった。

「第二節 キリスト教と国家理性」は、近代国家理念の形成を論じている。国王権力の増大、教皇のアヴィニョン捕囚、過剰人口に伴う動揺があり、中世世界との断絶が起きた。Th・アクィナスはなお世俗支配を神の永遠支配の一部と見たが、ウィリアム・オヴ・オッカムらは現象のみが現実で神は不可知だとするようになり、気分屋の女神フォルトゥーナが現実を支配しているという見方が生まれた。この女神に備えて、戦乱の相次ぐ伊でマキアヴェッリの *stato* 論が生まれた。彼は共和制論者だったが、国家形態の実験や戦術の変化を経て仏西英の中央集権的君主制が擡頭し、教会もそれに屈服していった。この頃トマス・モアは、平等主義的理想郷を描いた『ユートピア』を著している。神聖ローマ帝国では皇帝と帝国諸身分との二元体制が生まれたが、宗教改革で領邦国家が教会を支配するに至った。アウグスブルクの和議で長い平和が訪れたが、フェルディナント二世へのベーメン諸身分の叛乱で三十年戦争になり、英内乱も起き、全体としてハプスブルク対仏を背景とする欧州内乱・宗教戦争をなした。

「第三節 リヴァイアサン」は、絶対主義の形成を論じている。宗教戦争の結果、諸身分を抑え込み宗派を統一した絶対主義国家が生まれた。「朕は国家なり」は当時革命的だったが、これは流血への応答だった。ボダンの説く不可分の主権、ホッブズの説くりヴァイアサンも同じである。仏は西を凌駕して欧州覇権国となり、最大の人口及び軍勢力を誇った。そこで王は法となり、司法・封建・軍事支配者となった。大貴族は退けられ、平民が登用された（それでもボダンやホッブズの理想が実現した訳ではなく、1789年まで領内一円の均質統治はできなかったが）。仏モデルはヴュルテンベルクでも試されたが、公と諸身分とが並び立った。選挙君主制のデン

マークでは教会や平民により貴族が屈服させられ、その結果国王への集権が行われた。プロイセン「諸国」では諸身分の抵抗が強かったが、君主権との権限分配が実現し、貴族は軍役を通じて君主権と結びついた。ポーランドでは中下級貴族のシラフタが影響を拡大して周辺列強の分割を招き、オランダ連合共和国では対仏戦争で世襲総督が独裁権を握ったものの、各州で諸身分が支配し、デン・ハーフで全国身分制議會を開いた。ただ波・ヴェネツィア・英は例外で、ヴェーバーのいう暴力の正当な独占が時流だった。古代ローマのような欧州大のリヴァイアサンが生まれなかったのは、欧州各地での国家形成が進んでいたためで、欧州諸国共同体ができ、欧州公法、勢力均衡の発想が生まれた。神聖ローマ帝国や英の大陸介入も均衡調整機能を果たした。

「第四節 法治＝立憲国家」は、絶対王政批判の展開を論じている。ユトレヒト条約には「勢力均衡」が記載され、その立役者ボリングブルック子爵（トーリー党员）は『愛国王理念』で、王は祖国を発展させることを義務とし、法を受け入れる「愛国王」のみ存続するとした。無神論者の彼は神ではなく法を根拠とした。一時仏に亡命した彼はヴォルテールやモンテスキューに影響を与え、自然法・理性による自由確保という発想を生んだ。モンテスキューは彼の理念に適う君主制を、ロックが理論化した名誉革命後の英に見出し、またプロイセンではフリードリヒ王太子がモンテスキューやヴォルフに依拠した啓蒙絶対主義を提起した。そこでは君主は国家ではなく国家の下僕であり、神の恩寵ではなく理性や社会契約から生まれる法に正統化されるのだった。ヴェーバーの描いた公平な官僚制はプロイセンのそれを念頭に置いている。ただ水車小屋アルノルト事件が示すように、合理的・抽象的法と絶対君主との併存は緊張関係も生み、それはスヴァレッツらによるプロイセン諸国一般領邦法典にも影を落とした。個人の利益の増進を促進するのが国家の役目だとする考えが広まって、「最大多数の最大幸福」を目指すベンサムが登場し、絶対主義国家は啓蒙された福祉・扶助国家へと変容した。新しい考えは「古き法」に依拠する社会から拒絶反応を受け、ヨーゼフ二世や英のアメリカ統治、また仏はそれで失敗した。特権を有する者が「古き法」を掲げて特権を有しない者と結んで、改革を試みた君主に反抗したのである。ルソーはホブズの社会契約説や自然状態論を転倒させ、私益を一般意思に服従させる革命的な説を唱え、アメリカ独立宣言に一語一句採用され、これを新しい模範とする欧州人が

現れて仏革命を起こし、人民主権が人民あるいは一般意思の名による抑圧にもなることを示した。仏革命やナポレオン独裁は、絶対主義が目指した達成できなかった絶対的統一的国家を初めて作り上げ、奥普を含め英露を除く欧州各地で国制改革の範とされた。同時にルソーの発想は民衆を蜂起へと誘い、国家と社会との対立が尖鋭化した状況で、強い国家の支配を正当化する理念として国民が登場した。

「第二章 国民」(Nationen) は、国民理念の発達を論じている。

「第一節 「Nation」は国民ではない」は、中世 *natio* は近代以降の国民とは違うと説いている。アルミニウスを独の英雄、ウェルキングトクスを仏の英雄と称揚する愛国的習慣がある。仏の宗教学者ルナンはアルザス係争問題を契機に講演「国民とは何か」を行い、人種、言語、経済のような物質的状况に依拠しない精神的な、「我々」意識を持つ連帯共同体としてそれを説明した。国民は強い政治的統合力を示すが、常にそうであった訳ではない。古代ローマの *natio* は、貴族であったり(キケロ)、哲学の学派であったり(プリニウス)、文明的 *civitas* に対置される野蛮な「原住民」(英語のネイティヴ)であったりした。中世の *natio* は、フランク族、ランゴバルド族、ブルグント族のようなゲルマン諸部族を指したこともあり、中世末期には幾つか *gens* や *natio* を包含する大集団を指したこともあった。その境界というのは曖昧で、ルートヴィヒ「ドイツ人王」なる呼称は19世紀の国民的歴史家が生んだもので、東フランク王は「王」とのみ名乗り「ドイツ王」とは名乗らなかった。ザクセン朝時代には「ザクセン王国」「ラテン王国」なる呼称もあった。「ドイツ」とは統一的でないゲルマン系民衆諸語を示す語に過ぎず、「ドイツ」と「王国」とが結び付くのは11・12世紀である。ザクセンやバイエルンはそれぞれ祖国で、族長を祖国の父と仰いでいた。また仏革命まで *Nation* は貴族・聖職者を指しており、公会議での *natio germanica* は独のみならず英、洪、波、スカンディナヴィア諸国を含んでおり、帝国内のサヴォイア、プロヴァンス、ロートリンゲンを含んでおらず、パリ大学でのガリア *natio* は伊人、西人、希人を含んでいた。十字軍での共同体験が独仏のライバル意識をかきたて、東方植民がドイツ人とスラヴ系隣人とのライバル意識をかきたてた。戦争は国民の起源ではないが、触媒ではあった。

「第二節 国家国民と文化国民」は、国民形成の類型を説明している。中世末に形成された欧州諸国民の歴史は、近代に至るまではまさにそれぞれ

れ特有の道の歴史である。1512年から「ドイツ国民の神聖ローマ帝国」を名乗った帝国は曖昧で、首都の所在も不明だったが、島国のイギリスでは統一した王国、言語、宗教の形成が進み、国民意識、国民的歴史像が発達した。英人は国家国民をなし、王冠と議会がその中核となった。仏西でも類似の発展があった。ドイツでは「ドイツ国民」が帝国改革の受け皿となり、タキトゥス『ゲルマニア』の発見で人文主義者による文化的国民意識の鼓吹も行われた。帝国改革が成功していたら、(差し当たり貴族の)国家国民ができていただろう。人文主義でも帝国改革でもなく、ルターの宗教改革がドイツ語を国民語へと引き上げ、標準語形成が進んだ。『ドイツ国民のキリスト教貴族に』は18日間で4000部も売れた。だがドイツではプロテスタンティズムが貫徹せず、国内が宗派对立で分断されてしまった。ドイツ語を磨く試みはプロテスタントに限定された。中欧では国家国民は形成されなかったが、それはドイツ「特有の道」ではなく、独伊で並行性が相違性より多い。英仏では国家国民と文化国民とが相乗的に形成された。言語を核とする国民形成はドイツ特有の道ではなく、イタリアも同様である。東欧では多民族のハプスブルク帝国、ロシア帝国、オスマン帝国が存在したが、西欧・中欧のような文化国民を担うエリートが欠如し、個人の権利も国民的集団の権利も認めない独裁だった。

「第三節 枢軸時代」は、工業的・身分制的時代から工業的・大衆的時代への移行を論じている。仏革命から第一次大戦までの間に、国民は一部の知識人の問題から一般大衆の問題になった。農業生産拡大、衛生状態改善などを背景に18世紀半ばから人口が激増し、競争や移民が増え、貧困が拡大した。産業革命が起き、物流・交通が盛んになり、伝達手段が発達し、人々の視野が拡大した。市民階級の擡頭によって、神の恩寵による絶対君主制は(もともと貴族への妥協を重ね文字通り実現はしていなかったが)不可能になり、合理化された中央集権国家機構が必要になった。ただそれは17世紀末以来の脱キリスト教化の帰結でもある。流動性が高まり、古い絆、伝説、忠義は色褪せた。「最大多数の最大幸福」を掲げるベンサムらの自由主義が擡頭し、より徹底した反対派として社会主義が登場したが、前近代エリート支配を新潮流から守り、「正統性」を掲げた保守主義も現れた。20世紀には更に共産主義、ファシズムも登場する。シエイエス以来、国民は政治的に行動する大衆を指す概念となり、「日々の国民投票」(ルナン)による自由意志の集団とされた。国民は反革命派を排除し、君

主国と対決する際の武器にもなった。国民はヘルダーが想定した客観的＝文化的集団ではなく、主観的＝政治的集団になったのである。

「第四節 民衆＝民族国民 [Volksnation] の作り上げ」は、言語や歴史による国民形成の運動を論じている。学士院が言語統一を進めていた仏ですら、革命時に言語が不均一だったが、英西でも同様で、他の欧州諸国は更に不均一だった。ヘルダーが国民文化の基礎とした国民語は、少数の牽引者によって漸く19世紀に基準が作られた。言語と並び民衆＝民族国民を構築したのが歴史で、独では歴史学が学問の王者となった。仏占領後に新発見された独国民の枠組は国家組織を持たず、外国君主も参加していたので、同時代ではなく歴史に基礎が求められた。独は希臘に譬えられ、人文主義的なドイツ文化が称揚され、あるいはヘルダー以来注目されたドイツ民衆＝民族が称揚された。独では仏のような合理的＝政治的 Volk 概念とヘルダーのロマン主義的 Volk 概念とがフィヒテにおいて合流した。ドイツでは自国を称揚する国民史が次々と描かれたが、同じことはかくも合理的に創設された西欧の国家国民でも起きた。国民史は再構築されたというより、怪しげな方法で構築されたのである。

「第五節 民衆＝民族国民の現実」は、国民理念の拡大過程を述べている。幾人かの論客が考案した理念が大衆的に拡大するには、戦争、占領、掠奪などのきっかけが必要だった。西で旧体制を志向するゲリラによる反ナポレオン闘争が始まった時、これをナポレオン覇権打破のきっかけとするための宣伝が行われ、塙が蜂起した。だが義勇軍は集まらず、この点では伝説化された1813年も実は同じだった。比較的参加が多いのが教養市民層で、彼らの反抗の理由は、第一にナポレオンや仏に対する憎悪というネガティブなものであり、第二に自由であった。それも仏の抑圧に対する国民的自由であり、自由な憲法を希求するという類ではない。軍隊や学校、合唱団、体操協会、射撃協会、学生組合など市民の自発的結社、自由主義言論界が国民理念の媒体となり、東欧・南欧ではカルボナリ党のような秘密結社が発達した。独ではライン危機で初めて大衆ナショナリズムが独立した政治的要因として明確化した。

「第三章 国民国家」は、国民国家の発達を論じている。

「第一節 革命的国民国家」は、左のナショナリズムを論じている。ヴェーバーは国民国家を、「国民の世俗的権力組織」と定義している。国民国家原理はヴィーン会議の原則ではなかったが、西欧では正統主義的君主権力

と結び付いた国民国家原理が受け入れられ、特に英仏の道が西や北欧でも標準となった。中欧では国民国家ではなく国民的国家連合が構想され、独では実現し、伊では外国支配が残った。東欧では多民族国家が支配し国民的結合はなかった。英仏は、自由主義的美徳のみならずナショナリズムの活力を利用するためにも、神聖同盟に距離を置いた。クリミア戦争後の列強対立で中欧の国民国家建設が可能になっていった様子は、ソヴィエト体制崩壊時の状況と似ている。フランクフルト国民議会はバラバラで実力行使もできなかったが、三月革命で国民国家以外の正統なモデルがないとの認識が広まった。伊がカヴールとガリバルディの指導で統一し、彼らの範に倣って独「国民協会」ができた。伊では自由主義勢力がサルデーニャ政府と連携したのに対し、ドイツで反革命の象徴ビスマルクがプロイセン首相に就任したことは国民協会を苛立たせたが、エステルライヒを犠牲にしたプロイセンの強大化を目指す彼の革命的手法で、保守政治がドイツ統一を実現した。西欧では国家が国民を実現したが、中欧では国民が国家を実現した。ドイツ統一はビスマルクとドイツ国民運動との共同作業であった。多数決ではなく「鉄と血」で決まったとはいえ、独伊「上からの革命」という説明モデルは相対化されるべきである。

「第二節 帝國的国民国家」は、英独仏の「左から右へ」のナショナリズムの機能転換を論じている。独統一で、仏では敗戦にも拘らず自国をプロイセン軍国主義に対抗する人道の牽引車と見る国民理念が擡頭したが、1880年代に重心が移動し、国民的価値の防衛は君主制・カトリック教会の課題となり、領土恢復、反ユダヤ主義、植民地獲得の要求と結合していった。英は独統一で視野を欧大陸から欧外へと転じ、選挙法改正で増大した有権者を統合するためにも植民地獲得が称揚されるようになり、人種主義も擡頭した。ドイツでは「内なる統一」が課題だったが、「コモン・センス」の市民的文化ではなく軍隊、国家がドイツ帝国を統一する核となり、ビスマルク後はそれに英の複製品である世界大国の夢が加わった。ヴェーバーの「国民国家と経済政策」はその表現である。民間ナショナリズム団体が世界政策を鼓吹し、オリエン特政策及び建艦政策が英露との緊張を高めた。伊でも権威主義的な首相クリスピのもとイレデンタを封じてアフリカに進出した。こうした「統合的 (integral) ナショナリズム」は、異論派への物理的暴力行使をも正統化し、異質なものを排除し、国民国家間の対立を掻き立て、ダーウィンの自然淘汰説の影響を受けた。

「第三節 全体の国民国家」は、世界大戦による変容を描いている。第一次世界大戦は、冷静に考えれば第一次ではなく、18世紀にも19世紀にも世界大戦はあったが、欧州の自己破壊という経験は新鮮だった。議会は（独は特に）自粛し、総力戦が徹底した統制、国家組織の巨大化を生んだが、それは全欧州諸国で共通だった。ルーデンドルフはクラウゼヴィッツから戦争が政治の継続であることを学んだが、政治が戦争に優越するとは見ず、戦争と政治とを一体視し、戦争遂行のための政治を試みた。戦争は社会経済的介入国家を発展させたが、それはデモクラシーの正統性欠如を補うものだった。協商国の勝利でデモクラシーが勝利したかのような外見が生じ、敗戦による講和のために独が参謀本部の意向でデモクラシーを導入したことは禍を呼んだ。内なる正統化を欠いた弱い国家だったヴァイマル共和国は世界大恐慌で崩壊したが、革命的・民主的国民国家の伝統がある仏、議会政治に基づく立憲君主国の英蘭などは生き残った。民族自決が生んだ東欧諸国では民族的少数派が紛争の種となった。民主主義が終わりつつあると見えた当時、ヒトラーの宰相就任は驚きの報ではなく、ムッソリーニの先例があった。敗戦国だけではなく戦勝国も独裁に移行した（波・羅・葡・西など）が、一つのファシズム政党による国家独裁政権の確立は独伊だけだった。その党は国家・社会に革命を起こそうとし、レーニンのボルシェヴィキと連続性があった。独では1933年12月に党と国家との一体化が図られた。軍国主義的とはいえ軍隊と一般社会とが分かれていたヴィルヘルム期とは違い、両者は一体化した。伊は市民的法治国家であり続けたが、独は本当に全体主義的独裁となった。ヒトラーの戦争は虚無主義的だが、歴史学はそれをドイツ史の断絶ではなく、ヴィルヘルム期に起源があったとみている。とはいえ国民社会主義及びその帰結がドイツ史の最後の真実というわけではない。人種主義的反ユダヤ主義、生存権理論、民族虐殺論がドイツだけに限定された現象ではなかった点は置くとして、その本当に現実化したのはヒトラーの脳裡で相互に結びついて初めてのことなのである。第二次大戦でのドイツの戦争は古典的な覇権挑戦ではなく、「ユダヤ的=ボルシェヴィキ的仇敵」に対する最終戦争であり、そこでは独ソ戦以前の全ての戦闘は戦略的助走でしかなかった。

「第四節 国民、国家と欧州」は、1945年以降の国民国家の衰退と復活を論じている。凄惨な戦争の後で、伝統的国民国家体制の再構築は無理で、米ソの世界支配及び欧州分割は戦争中から用意されていた。ソ連支配圏で

は国民国家は否定されたが、自国独自の社会主義を模索する動きはあり、ソ連が西独に独国民国家統一を提案することはあった。これは西欧同盟への楔であり、西独の責任感のある政治家は誰も相手にしなかった。覇権国の米が範を示す西欧では経済復興が進んで議会主義民主制が定着し、ヒトラーへの抵抗及びソ連の脅威は欧州統合の根源となった。独ではヒトラー政権の反動で、自国への誇りが低いという状況が生まれたが、隣国と比べて著しく低いという訳ではなく、各国民においても独自性は残った。自由民主主義が無力化したナショナリズムを凌駕するというフクヤマの予想は早計で、マーストリヒト条約にも丁英仏は違和感を示した。NS独裁もスターリン独裁も経験せず、軍事的脅威を全く感じない世代は、欧州を官僚機構として忌避している。東欧ではナショナリズムが体制転換の契機となった。国家の役割は小さくなったが、秩序や行政の責任を負っており、国民国家も国民も克服などされていない。欧州人の歴史的記憶ではいつも国民的アイデンティティが前面に立っているが、ゆるやかに一つの欧州国民に座を譲っていくことだろう。

### 3. 考察

(1) シュルツェは国家・国民を中核的分析概念とし、両者の発展を別々に描いている。この手法は、論点の整理にはよいかもしれない。ただ両者の定義は明確ではない。国家・国民なるものが存在することを前提として、その意味内容を分類しているのであって、定義はしていないのである。

(2) シュルツェの世界観は西欧中心主義的で、西欧・中欧・東欧の三分類を採用している。彼は西独の体制派歴史家らしく、理想化された西欧諸国の歴史像を踏襲し、それを基準にドイツ史を批判的に見ている。例えば英独の国家形成の違いを強調するために、スコットランドやアイルランドの分離的傾向には触れず、近世ドイツ帝国国制がそれなりの充実をしていたことには触れない。もっともシュルツェは西欧の理想視に多少の留保をすることもあり、ヴィンクラーとは違って西欧に南欧諸国を入れている。だがシュルツェは東を向くと態度が変わってくる。彼は古代以来のローマ・ビザンツの分裂を強調し、近世以降のトルコを含めた東欧が中欧（ドイツ）と違うことを強調し、ポーランド選挙君主制のようなドイツとの類似性にも深入りしない。彼はSPDの東独政策を独裁の寛恕であると問題

視し、冷戦終焉をコールやレーガンの功績と見ている。彼が論じる冷戦後のナショナリズム復活は、何よりも旧社会主義圏の動きだった筈なのに、東欧諸国の変容には殆ど言及しない。

(3) シュルツェは「ドイツ特有の道」批判に是々非々の対応をする。彼は、古代ゲルマン人を堂々と「野蛮人」扱いし、ドイツ史の起源をローマにありと宣言している。国家形成に関しては、神聖ローマ帝国の不十分さを強調し、西欧諸国との違いを強調している。ドイツ帝国に関しては、上からの軍事力による建国とするドイツ社会史派のステレオタイプを意識的に緩和して、国民運動の支持を強調しているが、非民主的側面、軍国主義と虚栄心、国内対立の強調は彼らの主張を引き継いでいる。国民社会主義体制がドイツ史の必然的帰結であったかについては玉虫色の表現をし、ヒトラー個人の意図を重視している。冷戦期に関しては、アデナウアー外交もブラント外交も戦勝国の決定の枠内でのことだったと考えている。西独に関しては、アデナウアーのドイツ主権のための闘いを評価し、「過去の克服」には理解を示すが、学生運動には懐疑的で、ブラント外交が国民国家の分断及び社会主義圏の存続を招いたと見ている。統一後の叙述は、ハーバースマス憲法愛国主義への No であり、西欧的ドイツ国民国家への喝采である。

(4) シュルツェは歴史が一本道ではなく、そこに複数の展開可能性があったことを指摘する。この点は、ドイツ統一の複数の可能性の想定などに表れている。プロイセン史学にしるドイツ社会史にしる、結果から後知恵的に一つの歴史の過程を当然視するのを疑うのである。

(5) シュルツェは新しいドイツ国民史の構築者である。彼は意図的に構築された一本道の国民史を疑い、歴史に複数の可能性があったことを指摘してはいる。だがシュルツェは、構築主義であっても反国民史の価値判断は採らず、寧ろ現代ドイツのためにドイツ国民史の再構築が必要だとする。国民も、構築されたものでもあっても実体だと考えている。彼はドイツ中世史をドイツ史の前史とみるが、この前史なしにのちのドイツ史もなかったとする。彼は、ルートヴィヒ・ドイツ人王やオットー大帝などをドイツに結びつける国民史を誇張だとし、帝国については国民国家とは見なさないが、宗派共存の平和共同体として一定の評価をしている。ドイツ帝国建設が上からだけでなく下からの支持をも得ていたことを強調するが、ロマン主義的な皇帝論や世界大国への夢の揶揄も見られる。ヴァイマル共和

国、SPD、ブラウンに共感し、NSDAP 政権を共和国の終わりであるとし、同党が民主主義によって選ばれたことを認めたがらない。

(6) 機能主義的構造史論：国民史構築という政治的意図のためなのか、シュルツェは時折大胆な機能主義的歴史解釈を展開する。彼は、国民という理念が、強い国家の支配を肯定する理念として導入されたと説いているが、それはどのように論証できるだろうか。近代以前の国民は貴族国民であったという説、仏国民はシエイエスのいう通り主観的＝政治的集団であり、独国民のような客観的＝文化的集団とは違うというような説も、ステレオタイプのであり、思い込みの産物のように思われる。

(7) プロイセン中心主義とその相対化：シュルツェの歴史観はプロイセン中心、ベルリン中心で、エステルライヒや「第三のドイツ」への興味は薄い。ただドイツ戦争がプロイセン対ドイツ連邦の戦争であったことを指摘したように、常にプロイセンに感情移入しているわけではない。

(8) ヴェーバー志向：シュルツェはマックス・ヴェーバーの支配社会学を、国家論でよく援用する。シュルツェはヴェーバーの政治的言動にも興味を示すが、頻度は高くない。

H・シュルツェは欧州の国民国家の称揚に関して、H・A・ヴィンクラーの年下の政治的ライバルであった。2人は歴史家論争では対峙したが、ともに労働運動研究を行い、西欧に恭順を尽くすドイツ国民国家を支持し、欧州統合を称揚し、政治的目的に合わせた歴史叙述をしたのである。ベルリンに首都が戻った世紀転換期に、2人が東西ベルリン大学で並び立ったのは、まさにドイツ政治の要請に適ったことであった。

## 注

- 1) Hans-Ulrich Wehler (Hrsg.), *Deutsche Historiker*, 9 Bde., Göttingen, 1971–1982.
- 2) 有澤廣巳「新春所感——ワイマール共和国はなぜ亡んだのか」、『學士會報』第770号(昭和61年1月号)、6頁。
- 3) 高橋進『解体する現代権力政治』(朝日新聞社、平成6年)、286頁。
- 4) 雀部幸隆『ウェーバーとワイマール』(ミネルヴァ書房、平成13年)、213頁。
- 5) 三佐川亮宏『ドイツ史の始まり』(創文社、平成25年)、7頁など。三佐川は「ポストモダン」を掲げて、近現代史研究界で盛んな反国民史運動を、西洋中世史研究界にも導入しようとしている。三佐川はシュルツェを反国民史運動の同志だと考えているようで、その著書の *Gibt es überhaupt eine*

- deutsche Geschichte ? という表題を『ドイツ史なるものはそもそも存在するか?』と訳している。確かにシュルツェは、中世の Nation 概念に関しては国民史的思い込みを窺める立場で論じてはいるが、彼はやはりハーバーマス批判者であり、積極的な国民史の構築者なのである。三佐川がシュルツェを国民史批判の文脈で援用するのは、目的合理的ではないと思われる。
- 6) [https://web.archive.org/web/20140814175324/http://www.geschkult.fu-berlin.de/e/fmi/mitglieder/Emeriti\\_Professorinnen\\_und\\_Professoren\\_im\\_Ruhestand/hschulze.html](https://web.archive.org/web/20140814175324/http://www.geschkult.fu-berlin.de/e/fmi/mitglieder/Emeriti_Professorinnen_und_Professoren_im_Ruhestand/hschulze.html) (2021年6月20日閲覧); Étienne François, Hagen Schulze (1943–2014), in: Historische Zeitschrift, Bd. 300 (2015), S. 877–879.
  - 7) Hagen Schulze, Freikorps und Republik 1918–1920, Boppard 1969.
  - 8) Hagen Schulze, Otto Braun oder Preußens demokratische Sendung, Frankfurt (M)/Berlin-West/Wien 1977.
  - 9) Hagen Schulze, Preußens Arbeiterbewegung, in: Manfred Schlenke (Hrsg.), Preußen. Beiträge zu einer politischen Kultur, Berlin-West, 1981, S. 237–252.
  - 10) Hagen Schulze, Weimar 1917–1933, Umschlag, S. 19.
  - 11) Hagen Schulze, Der Weg zum Nationalstaat, 5. Aufl., München 1997.
  - 12) Hagen Schulze, Fragen, die wir stellen müssen, in: „Historikerstreit“, 9. Aufl., München 1995, S. 143–150. なお、この論文集の邦訳（ハーバーマスほか（徳永侑ほか訳）『過ぎ去ろうとしない過去』（人文書院、1995年））には、シュルツェ論文が訳出されていない。
  - 13) Hagen Schulze, Gibt es überhaupt eine deutsche Geschichte ?, Berlin-West 1989; Ders., Die Deutschen und ihre Nation. Abschied von einem widerspruchslösen Geschichtsbild, in: Ders., Wir sind, was wir geworden sind, München 1987, S. 167–178.
  - 14) Hagen Schulze, Die Versuchung des Absoluten. Zur deutschen politischen Kultur im 19. Und 20. Jahrhundert, in: Werner Weidenfeld (Hrsg.), Nachdenken über Deutschland, Köln 1985, S. 54–68; Ders., Die Gegenwart des 19. Jahrhunderts, in: Werner Weidenfeld (Hrsg.), Geschichtsbewußtsein der Deutschen, Köln 1985, S. 83–96.
  - 15) Hagen Schulze, Die Wiederkehr Europas, Berlin-West 1990, S. 8–15, 56–71.
  - 16) Étienne François/Hagen Schulze (Hrsg.), Deutsche Erinnerungsorte, 3 Bände, München 2001.
  - 17) Hagen Schulze, Phoenix Europa, Berlin 1998, S. 9–12.
  - 18) この光景をシュルツェは他の著作でもよく引用した（Schulze, Wir sind, was wir geworden sind, S. 8 f., 167 f. など）。ヴァイツゼッカーの発言は、シュルツェの信念そのものだろう。

〈お詫びと訂正〉

『史學雑誌』第130編第5号(2021)、7頁(立石博高著と奥野良知著とが複合君主制論でスペイン国家・国民像を)「相対化してカタルーニャ独立運動を正当化した。」→「相対化して、後者はカタルーニャ独立運動を正当化した。」